

建築基準法第 85 条第 3 項及び第 6 項に規定する仮設建築物等許可申請に関する注意事項

1. 許可対象

建築基準法第 85 条第 3 項及び第 6 項の規定により制限の緩和を適用する仮設建築物等は、特定行政庁の許可を受ける必要があります。

ここでいう仮設建築物とは、非常災害等における応急仮設建築物又は仮設興行場、仮設店舗等が対象になります。

法第 85 条第 6 項の仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物の許可期間については、許可を受けた日から 1 年以内（または従前建築物の建替え等に必要な期間）で特定行政庁が定めた期間になります。短期間で仮設的に使用する建築物であっても、建築基準関係規定に適合する計画の建築物の場合は、許可を受ける必要がなく確認申請手続きを行うことができます。

許可申請にあたっては特定行政庁（建築審査課仮設許可担当）と事前に協議してください。なお、確認申請を提出するものについては、許可申請に先立ち、提出予定の建築主事（建築審査課審査担当）又は指定確認検査機関に事前相談（当該許可により適用除外する項目を踏まえた法適合確認等）を行ってください。

2. 許可申請の様式

建築基準法施行規則第 10 条の 4 に規定される第 44 号様式の許可申請書正副各 1 通に、それぞれ同規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書及び北九州市建築基準法施行細則による「その他市長が必要と認める図書」を添えて提出してください。

3. その他市長が必要と認める添付図書

- (1) 申請地に建設を必要とする理由、仮設建築物の概要・使用目的・期間等の説明書
- (2) 緩和を受ける法の条項（図面も表示のこと）
- (3) 防火上、安全上及び衛生上支障のないよう配慮した事項の一覧及び内容説明書
- (4) 令第 3 章第 8 節の適用を緩和する場合は、安全上必要な構造方法に関する検討書、断面詳細図、構造図及び構造計算書
- (5) 令第 38 条第 4 項に規定する基礎とした場合は、平成 12 年建設省告示第 1347 号第 2 で定められた構造計算書
- (6) 平成 12 年建設省告示第 1347 号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準」及び平成 12 年建設省告示第 1456 号「鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準」を定める告示の規定を適用除外とする場合は、構造耐力上安全とする検討書、設置部分詳細図及び計算書
- (7) 従前の建築物の建替え又は改修工事等の期間中のみに使用する店舗、仮設校舎、診療室、事務所等については、建替え又は改修工事等の概要・工事計画書

- (8) 本建築物とは別に設けられる分譲マンション販売のための販売用事務所、モデルルーム等を本建築物の敷地内外に設ける場合は、本建築物の概要・工事計画書、付近見取図、確認済証の写し
ただし、確認済証の交付が未済の場合は、本建築物に係る確認申請書の提出（受理）を明らかにする書類（契約書の写し等）、本建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、面積求積図、二面以上の立面図、二面以上の断面図を添付することとし、この場合の仮設建築物の許可期間は、許可を受けた日から6ヶ月を限度とします。
- (9) 宅地開発等で区画された土地販売のために設けられる案内所を設ける場合は、宅地等の数及び販売計画書
- (10) その他、申請内容に応じて指示するもの

4. 許可後の手続き

- (1) 確認申請を行う場合は、確認申請書正本に許可通知書の写しを、副本に許可通知書及び許可申請書副本をそれぞれ添付して提出し、建築確認を受けてください。
- (2) 許可の内容に変更がある場合は、北九州市建築基準法施行細則第7条から第7条の5に規定する手続きを行ってください。
なお、変更内容によっては再度の仮設許可申請が必要な場合がありますので、仮設許可担当へ確認してください。
- (3) 許可期間終了後は速やかに撤去し、法第15条第1項に規定する除却届及び撤去前後の写真を提出してください。
- (4) 3-(8)ただし書きによる場合は、本建築物の確認済証交付後7日以内に当該確認済証の写しを提出してください。
- (5) 法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設建築物について、許可期間満了後、やむを得ず許可期間の延長が必要となる場合は、できる限り早期に仮設許可担当にご相談ください。

5. その他

法第85条第7項並びに法第87条の3第3項、第6項及び第7項の許可手続きについては、上記2. から4. に準じて行うこととしますが、詳細については、仮設許可担当と協議を行ってください。

[仮 設 許 可 担 当]
北九州市都市戦略局指導部
建 築 審 査 課 調 整 係
TEL: 093-582-2535

第四十四号様式（第十条の四関係）（A4）

許可申請書（仮設建築物等）

（第一面）

建築基準法第 条第 項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 北九州市長 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄				
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※建築審査会 同意欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

(第二面)

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 主要用途】 (区分)

【6. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

【7. 構造】 造 一部 造

【8. 階数】 地上 地下

【9. 高さ】
 【イ. 最高の高さ】
 【ロ. 最高の軒の高さ】

【10. 敷地面積】

【11. 建築面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 【イ. 建築面積】 ()()()
 【ロ. 建ぺい率】

【12. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 【イ. 延べ面積】 ()()()
 【ロ. 容積率】

【13. 存続期間】 年 月 日まで

【14. 許可を要する理由】

【15. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ② 2欄は建築基準法第87条の3第3項、第6項又は第7項の申請を行う場合においては、用途変更に係る工事の設計者について記入してください。
- ③ 設計者が2以上のときは、第一面は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑤ 建築基準法第85条第6項又は第7項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 11欄の「ロ」及び12欄の「ロ」は、百分率を用いてください。
- ⑦ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、15欄に記入してください。